

## 不妊治療費(保険適用分)の自己負担額を全額助成

－県内トップの助成制度に拡充し、子どもを望む夫婦を支援します－

燕市では、本年4月に不妊治療費の一部が保険適用になったことを契機に、より治療を受けやすい環境を整備するため、既存の助成制度の見直しを行いました。特定不妊治療・一般不妊治療の区別なく保険適用分の自己負担額を、夫婦とも年度内50万円を上限に全額助成とし、さらに年齢制限・回数制限を撤廃したことで、県内トップの助成制度となります。

本助成制度を拡充することで、子どもを望むご夫婦の背中を後押しするとともに、「子育てするなら燕市」の推進を図ります。



### 【改正後の燕市不妊治療費助成事業の概要】

特定不妊治療・一般不妊治療ともに	
対象者	①夫婦等のいずれか一方または両方が受診日において燕市民であること ②夫婦等のいずれか一方または両方が申請日において燕市民であること ※①、②の両方を満たす方
助成対象	令和4年4月1日以降に医師が不妊治療のために行う保険診療内の検査・治療 ①一般不妊治療（タイミング法・人工授精） ②生殖補助医療（体外受精・顕微授精） ③男性不妊治療
助成額	自己負担額の全額（夫婦等それぞれ年度内上限50万円）
助成回数・年齢	制限なし ※保険診療の体外受精の場合、年齢、回数の要件あり

※制度の詳細については、別紙参照。

※高額療養の対象になる場合は、高額療養費を控除して助成します。

※令和4年3月31日以前の治療については、改正前の制度に基づき支給します。

#### 【燕市のこれまでの取り組み】

市では、平成23年度から特定不妊治療費助成を開始し、平成29年度からは一般不妊治療費の助成も開始。この制度を利用した夫婦からは、今日までに計246人の赤ちゃんが誕生しています。

本件についてのお問い合わせ先  
 健康福祉部 健康づくり課：粉川・羽入田  
 電話：0256-77-8182（直通）